

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その原因が明らかでないことも多く、意図的に引き起こされた可能性も考えられることから、市は政府による武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要があります。また、事態認定は行われたものの、本市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合においても、警報の伝達等の措置を実施するなど、保護措置を実施するための体制を確立する必要があります。

県においても、これらの事態には危機管理対策本部等が設置されることから、本市における組織体制について次のとおり定めます。

【想定される事態と体制】

想定される事態	対 応	体 制
市内及び県内他市町及び大阪府、京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態発生に関する情報を入手したとき	情報収集	緊急対応 連絡会議
県外（大阪府・京都府を除く）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき	情報収集	
市内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき	発生した事態への対応 情報収集	緊急対応 対策本部
県内他市町及び大阪府・京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき	情報収集	
政府による武力攻撃事態等の認定がなされ、本市に市対策本部設置の指定がないとき	必要に応じ保護法に基づき保護措置を実施するとともに、市対策本部を設置すべき指定の要請を、県を経由して行う	

1 緊急対応連絡会議等の設置及び初動体制

(1) 緊急対応連絡会議の設置

市内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、市として初動対応を的確かつ迅速に実施するため、緊急対応連絡会議を設置し、構成員の所属において対応を図ります。

また、市外（大阪府・京都府を除く県外）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生した場合についても、情報収集等のため、同連絡会議を設置します。

設置基準

- ア 市内及び県内他市町及び大阪府、京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態に関する情報を入手し、情報の確認及び収集、警戒等について対応が必要と認めるとき
- イ 県外（大阪府・京都府を除く）において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき
- ウ その他、副市長が必要と認めるとき

緊急対応連絡会議の設置手順

- ア 緊急対応連絡会議事務局員（総務部）は、構成員に対し参集の連絡を行います。
- イ 緊急対応連絡会議の設置場所は、原則として、川西市役所とします。
- ウ 緊急対応連絡会議の設置その他本市の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡します。

組織構成

区 分	職 名
会 長	副市長
副 会 長	
構 成 員	総合政策部長、総務部長、都市整備部長、消防長

* その他、状況に応じて副市長が指名する者

対処措置

- ア 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行います。
- イ 災害の拡大が予測され、全庁的な対応が必要となる見込みとなった場合には、緊急対応対策本部の設置について協議し、設置が必要であると認める場合は、その旨を市長に上申するものとします。

(2) 緊急対応対策本部の設置

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、緊急対応連絡会議の協議により緊急対応対策本部の設置が上申された場合などで、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合、並びに市対策本部が廃止された後に引き続き警戒が必要である場合には、緊急対応対策本部を設置し、全庁的な体制を整

えることとします。

設置基準

- ア 市内において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生し、全庁的な対応が必要であると認められるとき
- イ 県内他市町及び大阪府・京都府において武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事態が発生したとき
- ウ 政府による武力攻撃事態等の認定がなされ、本市に市対策本部設置の指定がないとき
- エ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- オ その他、市長が必要であると認めるとき

緊急対応対策本部の設置手順

緊急対応対策本部を設置する場合は、緊急対応連絡会議の設置手順に準じます。

組織構成

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
本 部 員	政策会議規程(昭和42年川西市訓令第9号)第2条第3号から第19号までに掲げる者及び議会事務局長

* その他、状況に応じて市長が指名する者

対処措置

- ア 情報の収集、警戒、初動措置等について、全庁的な対応を行います。
- イ 政府による事態認定がなされた場合には、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定など保護措置を行うとともに、市対策本部を設置すべき指定の要請を、県を経由して行います。
- ウ 各種連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急救助等消防活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行うなど、被害の最小化を図ります。
- エ 警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、緊密な連携を図ります。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

緊急対応対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、緊急対応対策本部等を廃止します。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の指定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとします。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合は、市は、遅滞なく市対策本部を廃止しますが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、緊急対応対策本部に移行して不測の事態に備えるものとします。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行います。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法 25-2）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

市長による市対策本部の設置（法 27-1）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置します。また、事前に緊急対応対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えます。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、時間内・外、休日等の状況に応じて庁内放送、電話、FAX、一斉通報システム「おつたえ君」など最も早く確実に伝達し得る方法を用い、市対策本部に参集するよう連絡します。

市対策本部の開設

市対策本部事務局員は、市庁舎202会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を整えます。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努めるものとします。

市対策本部開設の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び指定（地方）公共機関等その他の関係機関並びに市議会に対して、直ちに市対策本部を設置した旨を連絡します。

交替要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努めます。

本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を庁舎内に開設できない場合は、その都度最寄りの公共施設等に設置します。また、市の区域を越える避難により、市内に市対策本部を設置することができない場合は、知事及び避難先の市町村長と市対策本部の開設場所について協議します。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26-2）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合に、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請するものとします。なお、市長は、市対策本部の設置の有無に関わらず、保護措置を実施することができるものとします。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとします。

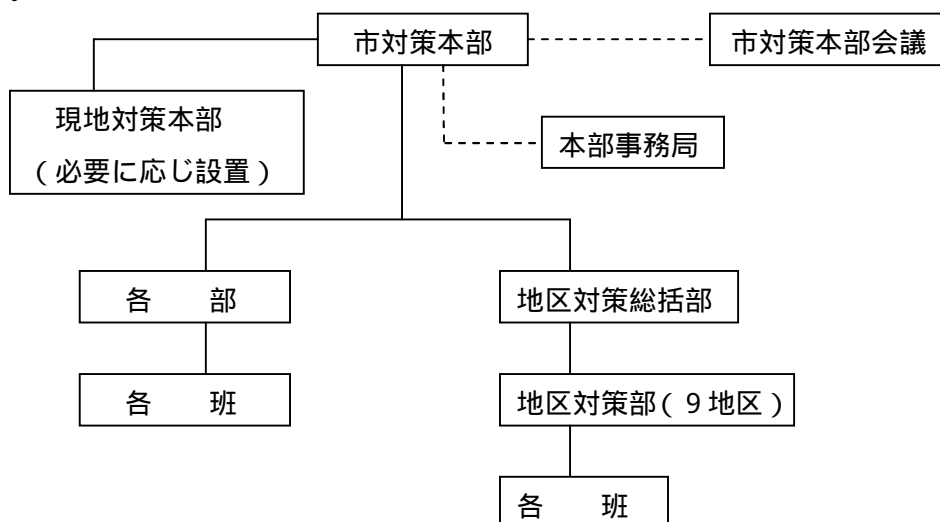
本部員（法 28）

市対策本部の本部員については、次のとおりとし、必要があると認めるときは、国の職員、指定（地方）公共機関等の職員など、市職員以外の者を市対策本部会議に出席させることができるものとします。

区 分	職 名
本 部 長	市長
副本部長	副市長
本 部 員	政策会議規程（昭和 42 年川西市訓令第 9 号）第 2 条第 3 号から第 19 号までに掲げる者及び議会事務局長

組織体系

武力攻撃災害における市対策本部の組織体系については、原則として、下記のとおり地域防災計画地震災害対策計画編における地震時の組織体系を準用するものとしませんが、事態の状況等を勘案し、地区対策部を設置しない場合があるものとします。



【地区対策部】

地区対策部名	設置場所
東谷地区対策部	東谷公民館
北陵地区対策部	北陵公民館
多田地区対策部	多田公民館
緑台地区対策部	緑台公民館
清和台地区対策部	清和台公民館
けやき坂地区対策部	けやき坂公民館
明峰地区対策部	明峰公民館
中央地区対策部	中央公民館
南地区対策部	川西南公民館

【地区対策部の性格】

ア 地区対策部は、道路等が通行不能となった場合等に各地区での救援措置等を迅速に実施するため、必要人員を参集させるとともに、現地調整所の役割も担うものとし、現場に到着した関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応ができるように設置するものです。

イ 他機関等により現地調整所が現場付近にテント等により設置されている場合には、地区対策部を設置した公民館をベースとして、現地に職員を派遣し、調整に当たります。

対策本部各部の構成及び事務分掌（地区対策部は別記）

部 名	班 名	所 掌 事 務	担当行政組織
対策部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局との連絡調整に関する事。 2 本部会議決定事項の伝達に関する事。 3 危機情報等の収集、分析等に関する事。 4 県及びその他関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事。 5 避難、救援、災害への応急措置等の対策全般に関する事（避難実施要領の作成含む）。 6 復旧にかかる基本方針等の企画調整に関する事。 7 部内各班との連絡調整に関する事。 8 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関する事。 9 国民保護広報に関する事。 10 報道機関に対する情報発表に関する事。 11 特殊標章等の交付に関する事。 12 市民の権利利益の救済に関する事。 13 他の部、班の所管に属さない事。 	総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 消防本部 会計室 各行政委員会
	受付班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関する事。 2 安否情報のとりまとめ及び提供に関する事。 3 市民の権利利益の救済に係る総合窓口に関する事。 	
	人事班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び家族の被災状況の把握。 2 各部の配置人員の調査、とりまとめに関する事。 3 各部から応援要請の受理及び応援部との調整に関する事。 4 他都市職員の受入れに関する事。 	
	車両班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の配車、輸送に関する事。 2 市有財産（庁舎及び分庁舎）の被害調査に関する事。 	
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関する事。 2 リ災証明の発行に関する事。 	
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策予算の管理に関する事。 2 災害に関する費用の支出に関する事。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関する事。 4 応急措置に要する資金前渡に関する事。 	
	福祉部	庶務班	
援護班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者（応急仮設住宅入居者を含む）の保健活動に関する事。 2 被災者のうち高齢者、障害者等の援護に関する事。 3 遺体収容（安置）所の管理に関する事。 4 地区災害時要援護支援者（安否確認団体、名簿管理団体等）との連絡調整。 	

		<ul style="list-style-type: none"> 5 災害時要援護者の避難、誘導に関する事。 6 災害時要援護者の避難者の世話に関する事。 7 その他要援護者の支援に関する事。 	
避難部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 警報、避難指示の伝達及び通知に関する事。 3 保護措置に基づく救援のうち、避難所にかかる事務処理に関する事。 4 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 	市民生活部
	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の設営及び撤収に関する事。 2 避難者の誘導に関する事。 3 避難者の世話に関する事。 4 その他避難所に関する事。 5 市内商工業者の被害調査に関する事。 	
物資部	物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> 1 食糧、生活必需品その他救援物資の受納、調達、保管および配分に関する事。 2 応急炊き出しに関する事。 3 その他食糧に関する事。 	こども部
環境部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 被災地の感染症対策活動に関する事。 3 遺体の埋・火葬に関する事。 	美化推進部 市民生活部
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去に関する事。 2 ごみの収集及び処理に関する事。 3 し尿の収集及び処理に関する事。 4 保護措置に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。 5 環境保全に関する事。 	
土木・住宅技術部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 	都市整備部 市民生活部
	土木活動班	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去に関する事。 2 水防活動及び器材の整備に関する事。 3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関する事。 4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関する事。 5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関する事。 6 現地における専門技術指導に関する事。 7 ため池の危険防止に関する事。 8 地すべり等の応急措置に関する事（主に官有地を含むもの）。 9 農林関係の被害状況調査に関する事。 	
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 1 保護措置に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかる事務処理に関する事。 2 応急仮設住宅の入退去手続及び管理に関する事。 	
	住宅活動班	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去に関する事。 2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する事。 3 水防活動及び器材の整備に関する事。 4 公共建築物等の被害の調査に関する事。 5 地すべり等の応急措置に関する事（主に民地にかかるもの）。 6 現地における専門技術指導に関する事。 7 宅地造成地区の危険防止に関する事。 8 野外収容施設の設置に関する事。 	

		9 建物の応急危険度判定に関する事。	
上下水道部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 応急復旧及び非常給水に要する資材器具の整備調達に関する事。 3 上下水道施設の被害調査に関する事。	上下水道局
	給水班	1 給水に関する事。	
	配水班	1 配水に関する事。	
	工務班	1 上水道施設の損壊への応急措置に関する事。 2 その他、上水道施設に関する事。	
	浄水班	1 浄水場等の整備及び管理に関する事。	
	下水活動班	1 下水施設の損壊への応急措置に関する事。 2 その他、下水道施設に関する事。	
消防部	庶務班	1 本部、消防団及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 消防相互応援に関する事。	消防本部
	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関する事。 2 消防資機材に関する事。 3 人命救助、救急に関する事。 4 避難の勧告、指示、警戒区域の設定等に関する事。 5 危険物等の措置に関する事。 6 住民の避難誘導に関する事。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関する事。	
医務部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 現地救護班との連絡調整に関する事。 3 保護措置に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。	市立川西病院
	救護班	1 負傷者、その他被救助者の応急医療に関する事。 2 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案に関する事。	
	医薬班	1 薬品の調達供給に関する事。	
	待機班	1 応援救護に関する事。	
教育部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関する事。 3 教育施設の使用に関する事。 4 文教関係施設等の被害踏査に関する事。 5 部内の庶務に関する事。 6 保護措置に基づく学用品の給与にかかる事務処理に関する事。	教育委員会
	指導班	1 非常時における教育機関の運営その他指導に関する事。 2 教職員、児童生徒の被害調査に関する事。 3 保護措置に基づき、学用品の給与を行うこと(救援物資の配分を除く)。	
応援部	応援班	1 他部の応援に関する事。	市議会事務局 教育委員会 中央北整備部

運営については、川西市国民保護対策本部要綱で定めるものとします。

各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うこととします。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名するものをもって充てるものとします。

市現地対策本部の組織については、被害の規模、態様等により、弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた機動的な対応を図るよう努めるものとします。

(5) 地区対策部の設置

市長は、武力攻撃により道路等が通行不能となった場合等においても、各地区での救援等保護措置を的確、迅速に実施するため、必要人員を参集させるとともに、災害の被害の軽減及び現地において保護措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場に最も近い公民館に地区対策部を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合には地区対策部職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとします。また、必要と判断した場合には、事態発生現場において現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

【地区対策部の構成及び事務分掌】

部名	班名	所掌事務		担当行政組織
地区対策 総括部	庶務班	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関すること		中央北整備部 総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 教育委員会
	・南地区 対策部 ・中央地区 対策部 ・明峰地区 対策部 ・多田地区 対策部	地区 対策 部庶 務班	1 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 2 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること 3 部内各班との連絡調整に関すること 4 地区内に開設された他機関における現地調整所との連絡調整に関すること	
	・緑台地区 対策部 ・清和台地 区対策部	地区 対策 部活 動班	1 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること	
	・けやき坂 地区対策 部 ・東谷地区 対策部 ・北陵地区 対策部	地区 対策 部避 難誘 導班	1 避難所の設営及び撤収に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 避難者の世話に関すること 4 その他避難所に関すること	

(6) 市対策本部長の権限（法 29）

市対策本部長は、市の区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図るものとします。

市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する保護措置に関する総合調整を行います。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定(地方)公共機関が実施する保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請します。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにするものとします。

情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提供を求めます。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行うものとします。

(7) 市対策本部の廃止（法 30）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を解散します。

2 職員の動員の実施

(1) 職員の動員体制

市対策本部員及び市対策本部事務局員については、市対策本部設置に伴い直ちに配備に就くこととします。

市対策本部職員については、市対策本部長が決定する配備体制をとるものとし、職員の安全確保に配慮したうえで、参集基準に従い職員の配備を行います。

具体的な配備人員等については、原則として、地域防災計画地震災害対策計画編における地震時の配備計画を準用するものとし、事態の状況等を勘案し、市対策本部長が決定するものとし、

【配備の種類及び発令基準】

配備体制	発令基準	配 備
第1号配備	市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき	各部所属人員のうち、あらかじめ定められた半数の人員を配備し、 応急対策にあたる体制
第2号配備	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	所属人員全員を配備し、 応急対策にあたる体制
特別配備	武力攻撃災害により、特別な応急対策等の必要が生じたとき	部によって人員が異なる 配備体制又は特別班の編制などその都度指令する体制

(2) 配備の命令を受けた市職員の行動

配備の命令を受けた職員は、以下の事項に留意し行動することとします。

原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くものとし、

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡します。

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡します。ただし、対策本部員及び対策本部事務局員は、市対策本部等の設置に支障が生じないよう、速やかに配備に就くものとします。

勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部に連絡します。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部へ報告します。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、災害時優先電話、携帯電話、FAX、レジデントFAX、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定、並びに公衆回線網等が使用できない場合には消防無線、水道無線、トランシーバー等により、市対策本部と市現地対策本部、地区対策部（現地調整所）要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保することとします。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信設備の応急復旧作業を行うこととします。また、直ちにその状況を総務省及び県に連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、市対策本部の各部に情報連絡に関する直接の担当者として通信連絡責任者をあらかじめ定め、通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めます。

1 国・県対策本部との連携

(1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図ります。

(2) 国・県現地対策本部との連携

国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

2 知事、指定行政機関及び指定地方行政機関（以下、「指定（地方）行政機関」という。）の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法 16-4）

本市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し、必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとします。

(2) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、県職員の派遣を要請します。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うこととします。

【要請時に明らかにする事項】

派遣を要請する理由
派遣を要請する職員の職種別人員数
派遣を必要とする期間
派遣される職員の給与その他の勤務条件
その他職員の派遣について必要な事項

(3) 指定（地方）行政機関の長への措置要請の求め（法 16-5）

本市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定（地方）行政機関の長への要請を行うよう求めるものとします。

(4) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

本市の区域内における保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して（ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接）、指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めることとします。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うこととします。

【要請時に明らかにする事項】

派遣を要請する理由
派遣を要請する職員の職種別人員数
派遣を必要とする期間
派遣される職員の給与その他の勤務条件
その他職員の派遣について必要な事項

(5) 職員派遣のあっせんの求め

市は、(3)の要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(3)の職員の派遣について、あっせんを求めることとします。

あっせんを求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うこととします。

【あっせんを求める場合に明らかにする事項】

派遣のあっせんを求める理由
派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
派遣を必要とする期間
派遣される職員の給与その他の勤務条件
その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(6) 知事等に対する応援の要求（法 18）

本市の区域における保護措置を実施するため必要があると認められるときは、知事等に対して応援を求めます。この場合において、市は、要求の理由、活動内容等を具体的に明らかにして行うものとします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求め（法 20）

市長は、保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、本市を担当区域とする地方協力本部長又は市協議会委員である隊員を通じて、知事への求めができない旨並びに本市区域内に係る保護措置を円滑に実施するため派遣が必要であると認める事項を防衛大臣に連絡するものとします。なお、この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡を行った旨を通知するものとします。

【想定される自衛隊の保護措置の内容】

避難住民の誘導
（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
避難住民等の救援
（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
武力攻撃災害への対処
（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
武力攻撃災害の応急の復旧
（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 出動した部隊との連絡調整

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法 17）

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めることとします。なお、他の市町村との間で相互応援協定等を締結した後は、応援活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行うものとします。

(2) 事務の一部の委託（法 19）

市が、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するものとします。

【事務を委託する場合に定める事項】

委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
--

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出ることとします。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告することとします。

5 指定（地方）公共機関への措置要請

保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行うこととします。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにするよう努めるものとします。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行います。

(1) 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重します。

(2) 運送事業者

運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定（地方）公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮します。

(3) 医療事業者

医療事業者である指定（地方）公共機関に対し、医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮します。

6 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請します。

7 市が行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17-1）

他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとします。

また、他の市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出ることとします。

(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等（法 21-2）

指定（地方）公共機関の行う保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができ

ない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行うものとします。

8 地域団体等に対する支援等

(1) 地域住民組織等に対する支援

自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の長等の地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行うこととします。

(2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、状況を踏まえ、その可否を判断することとします。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりしないよう留意するものとします。

ボランティア活動への支援

安全の確保が十分であると判断した場合には、被災状況に応じた活動拠点や必要な資機材を確保するとともに、ボランティア情報の集約や市対策本部の活動状況、避難者や被災者及び被害の状況、適切なコーディネートを行うためのボランティアニーズ等の情報を相互交換します。

ボランティア活動拠点の設置

ボランティアの円滑な活動を図るため、市社会福祉協議会及び関係団体の協力を得て、活動を幅広く支えるボランティア活動拠点を設置し、次の業務を行います。

- ア 災害情報、生活情報の収集、伝達
- イ ボランティアの受け入れ、登録及び管理
- ウ ボランティアニーズ情報に基づいたボランティアの派遣
- エ ボランティア団体の情報収集及び団体間の調整

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

救援物資の受入れ

住民、企業、団体等から搬出された救援物資が本市に搬入された場合は、受入れ

日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記載するなど取り扱いに十分注意することとします。救援物資の一時保管、集積場所は原則として総合体育館を充てるものとします。

物資の搬送

物資の搬送については物資の種類、緊急度等を勘案するとともに、緊急輸送のための車両等については市所有の車両を使用、又は運送事業者である指定公共機関等に要請するものとします。

県へのあっせんの要請

県に対し物資の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして行うものとします。

- ア 供給あっせんを必要とする理由
- イ 必要な救援物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡担当者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

9 市民への協力要請等

(1) 住民への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、住民に対して必要な援助についての協力を要請するものとします。この場合において、市は、要請を受けて協力する住民の安全の確保に十分配慮するものとします。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとします。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとします。

(2) 企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業等に対し資機材の提供や避難住民の誘導、救援など必要な援助についての協力を要請するものとします。その際には、安全の確保に十分配慮するとともに、協力を当たっては自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないものとします。

【市民の協力の例】

避難住民の誘導（法 70）

- ア 市職員と一体となった避難住民の先導
- イ 移動中における食糧等の配給
- ウ 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
- エ 家庭や学校、事業所等における安否確認

避難住民等の救援（法 80）

- ア 炊き出しの実施
- イ 食糧、飲料水等の配布
- ウ 生活必需品等の救援物資の整理
- エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

消火、負傷者の搬送、被災者の援助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法 115）

- ア 消火のための水の運搬
- イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
- ウ 被災者の救助のための資機材の提供

保健衛生の確保（法 123）

- ア 健康診断実施への援助
- イ 感染症の動向調査実施への援助
- ウ 水道水の検査実施への援助
- エ 防疫活動実施への援助
 - ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - ・臨時の予防接種のための会場設営等
 - ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市が作成したパンフレットの配布
- オ 被災者の健康維持活動実施への援助
 - ・栄養指導等の保健指導のために県や市が作成したパンフレットの配布
 - ・健康食品等の保健資材の配布

第4章 警報の伝達及び通知

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めます。

1 警報内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達（法 47-1）

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するものとします。

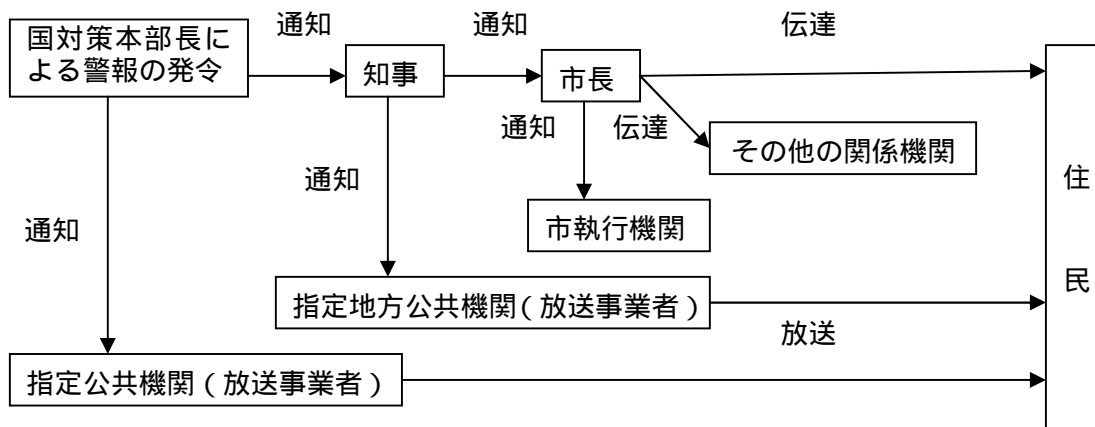
公私の団体に対する伝達の方法については、各所属において、毎年4月30日までに担当する団体に対する伝達先、手段、伝達順位をあらかじめ定め、市対策本部事務局に報告することとします。

【警報に定める事項】

武力攻撃事態等の現状及び予測
武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
(地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。)
その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知（法 47-1）

市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知することとします。また、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページに警報の内容を掲載することとします。



2 警報の伝達方法等

(1) 警報の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面、市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うこととします。

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれた場合は、原則として広報車により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して巡回し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を携帯電話一斉メール配信、市ホームページ等により周知することとします。

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれない場合は、原則としてサイレン音の吹鳴は行わないこととし、携帯電話一斉メール配信、市ホームページ等により周知を図ることとします。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレン音を使用して住民に周知を図ることとします。

市長は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用して警報の内容が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ることとします。

(2) 伝達体制の整備

市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、また、自主防災組織、コミュニティ組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めることとします。

(3) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮するものとし、

(4) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

警報の内容の伝達については、特に高齢者、障害者等に対する伝達に配慮するものとし、

高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達が行えるよう、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の自主的な協力を得られるよう努めます。

病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童・生徒・園児や乳幼児が通学・通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めます。

日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ホームページや携帯サイト等を活用した外国語による情報発信に努めます。

3 警報の解除（法 51）

警報が解除されたときは、警報が発令された場合と同様の方法で、警報の解除の通知、伝達を行うこととします。その際には、原則としてサイレン音は使用しないものとします。

第5章 住民の避難

知事は、武力攻撃事態等において、国対策本部長による避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する市町長を経由して、住民に対して直ちに避難を指示することとされており、市は、県の避難の指示に基づいて、避難指示の伝達等及び避難実施要領を作成して避難住民の誘導を行う必要があります。その実施に当たっての必要な事項について定めます。

1 避難の指示の伝達等

(1) 県への情報提供

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災状況や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供するものとします。

(2) 避難の指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を速やかに住民及び関係ある公私の団体に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請するものとします。

【避難の指示の内容】

住民の避難が必要な地域（要避難地域）
住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
関係機関が講ずべき措置の概要
主要な避難の経路
避難のための交通手段
その他避難の方法

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

兵庫県知事
月 日 時現在

本県においては、 日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

- (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、 日 時目途に住民の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）

・交通手段及び避難経路

国道 号によりバス（ 会社、 台確保の予定）

駅より 鉄道（ 行 両編成、 便予定）

時から 時まで、国道 号及び県道 号は交通規制（一般車両の通行禁止）

細部については、A市の避難実施要領による。

A市職員の誘導に従って避難する。

- (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、 日 時目途に住民の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）

・交通手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定（法 61-1）

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難の指示の内容に応じた避難実施要領を作成することとします。

避難の指示の内容が修正された場合、又は事態の状況が変化した場合には、直ちに内容を修正することとします。

【避難実施要領に定める事項】(法 61-2)

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他
避難住民の誘導に関する事項
その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定に係る留意点

避難実施要領の通知・伝達は、避難の指示の通知後、できる限り速やかに行う必要があるため、その迅速な策定に努めます。

また、避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる関係機関が共通の認識を持ち、避難を円滑に行えるようにするためのものであり、下記に示す県保護計画の基準項目に沿った記載を行うことを基本とします。ただし、緊急の場合には、事態の状況等も踏まえ、法 61 条第 2 項の事項を満たす限度において簡潔なものでも可能とします。

【県計画に定められた避難実施要領の基準項目】

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市町職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食糧等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定に係る考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の事項に考慮するものとします。

避難指示の内容確認及び事態の状況把握

県から通知された地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態を確認します。また、警報の内容や被災情報の分析を行うこととします。この際、特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案することとし、避難住民の概数を把握することとします。

誘導の手段の把握

避難の形態が、屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）のどの形態になるかにより、誘導の手段を把握します。この際、輸送手段を確保するため、県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所選定などの調整を行うこととします。

避難経路や交通規制の調整及び要援護者の避難方法の決定

具体的な避難経路を検討したうえで、県警察及び道路の状況に係る道路管理者との調整を行い、避難経路の選定を行います。この際、自家用車等の使用に係る調整も行うこととします。

また、経路が選定された段階で、その経路による災害時要援護者の避難方法を決定し、必要があれば要援護者支援班を設置します。

職員の配置及び関係機関との調整

各地域への職員の割当てを検討し、派遣職員を確保します。また、関係機関との連絡手段を確保し、避難実施に当たっての調整を図ります。

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡するものとします。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめるものとします。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（一例）

兵庫県川西市長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

川西市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 川西市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合

川西市A1地区の住民は、川西市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

・鉄道の場合

川西市A1地区の住民は、鉄道線AA駅前広場に集合する。その際日 時 分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道号線又はAA通りを使用すること。集合後は、日 時 分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び川西市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 川西市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、日 時 分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体に伝達することとします。市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、その内容を市の他の執行機関、川西警察署長、及び自衛隊兵庫地方協力本部長、管轄する県地方対策本部長（阪神北県民局長）に通知します。

その際、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供するものとします。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとします。その際、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分配慮するとともに、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、市保有車両や案内板を配置し、誘導の円滑化を図るものとします。

職員には防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。なお、夜間では、夜間照明（投光器、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずるものとします。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救急救助活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送を人員輸送車両等により行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとします。

消防団は、消火活動及び救急救助活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、コミュニティ組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行うものとします。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、川西警察署長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請します。この場合において、市長はその旨を知事に通知することとします。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、川西警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制

等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう調整を行うこととします。

これら誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応するため、事態の規模及び状況に応じて地区対策部を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行うこととします。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たって、自主防災組織やコミュニティ組織、自治会等の長等、地域におけるリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することとします。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るものとします。また、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供することとします。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難を的確に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保が図られるよう努めます。

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待されている措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとします。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行うものとします。

(8) 避難所等における安全確保等

市は県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努めるものとします。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努めることとします。

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力し、直ちに市民等に周知するよう努めることとします。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行います。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請するものとします。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえ、適切な措置を講ずるよう努めます。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定(地方)公共機関に対して、避難住民の運送を求めるとします。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定(地方)公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮することとします。

原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定(地方)公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるとします。

市長は、運送事業者である指定(地方)公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対して、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知することとします。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずることとします。

4 避難に当たって留意すべき事項

本市の地域特性や事態の類型等により、市民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定めます。

(1) 地域特性に応じた留意事項

本市南部地域には陸上自衛隊川西駐屯地が所在し、隣接する伊丹市には中部方面隊総監部を有する伊丹駐屯地が所在しています。このため、施設周辺における市民の避難については、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、県を通じ国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、県を通じ国と必要な調整が図られるよう留意します。

本市は大阪府域と隣接しているため、知事から、府県を越えた避難の指示が通知された場合に、より円滑な避難措置が行えるよう、平素より池田市、能勢町、豊能町の各市町との避難経路及び運送手段等について連携が図られるよう留意します。

宝塚市域に位置する本市の飛地である満願寺町の住民の避難にあっては、宝塚市と密接な連携を図ります。

(2) 事態の類型等に応じた留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本となり、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することになります。

イ 着弾直後については、その弾道の種類や被害の状況が判明するまで屋内から出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続し、知事からの避難指示を待つことと

します。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となります。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じます。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多く、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、要避難地域の外に避難させることとなります。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれのある地域については、当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、避難先に移動させる必要があります。

ウ 急襲的な攻撃により、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合には、市長は、被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への住民の立入禁止を徹底します。

避難実施要領の策定に当たっては、関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、地区対策部（現地調整所）を設けて活動調整に当たることとします。

着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要です。

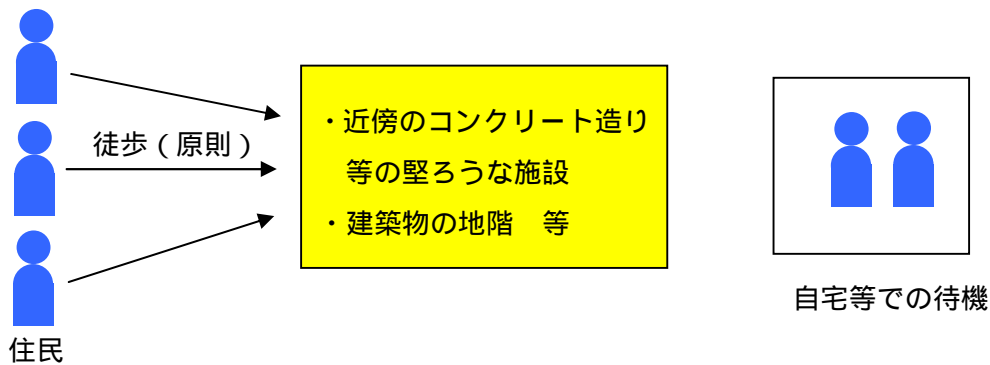
イ 避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるほか、県警察と連携しながら、避難経路の確保に努める必要があります。

5 避難の種類

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなります。県計画において、避難先地域の区分に応じた基本的な避難の種類が下記のとおり示されています。

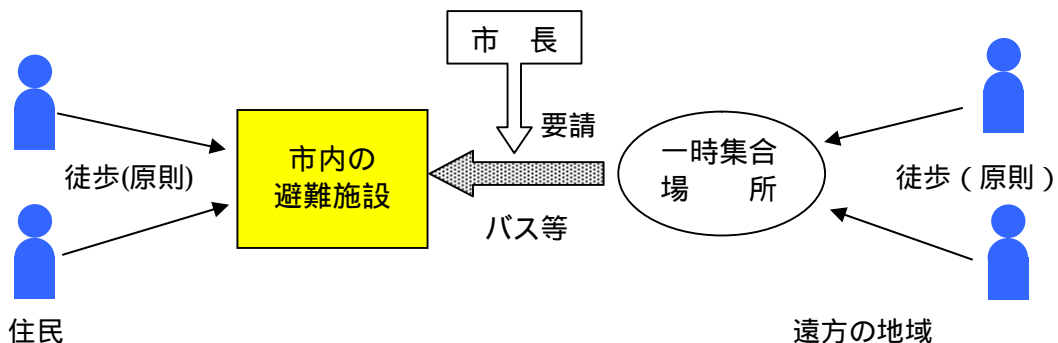
(1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の種類により、他の安全な地域へ避難する。



(2) 市内の避難

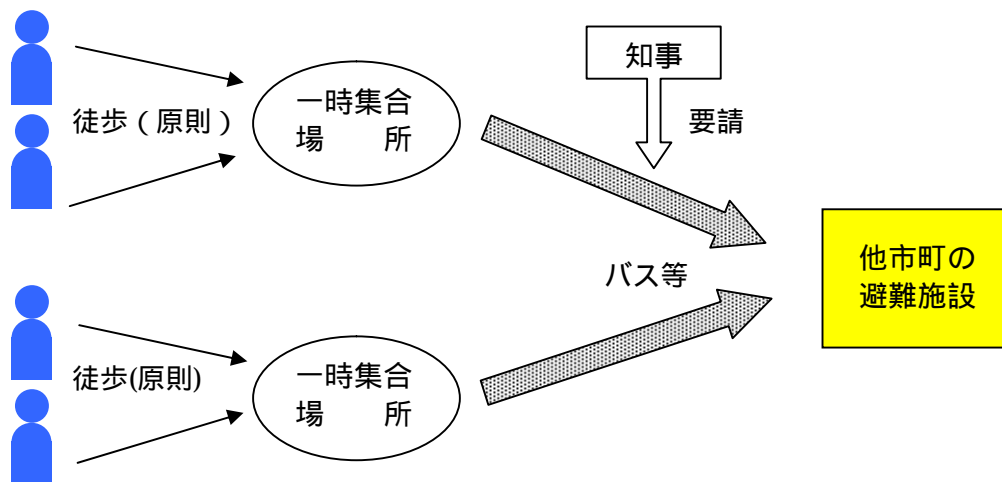
市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



(3) 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

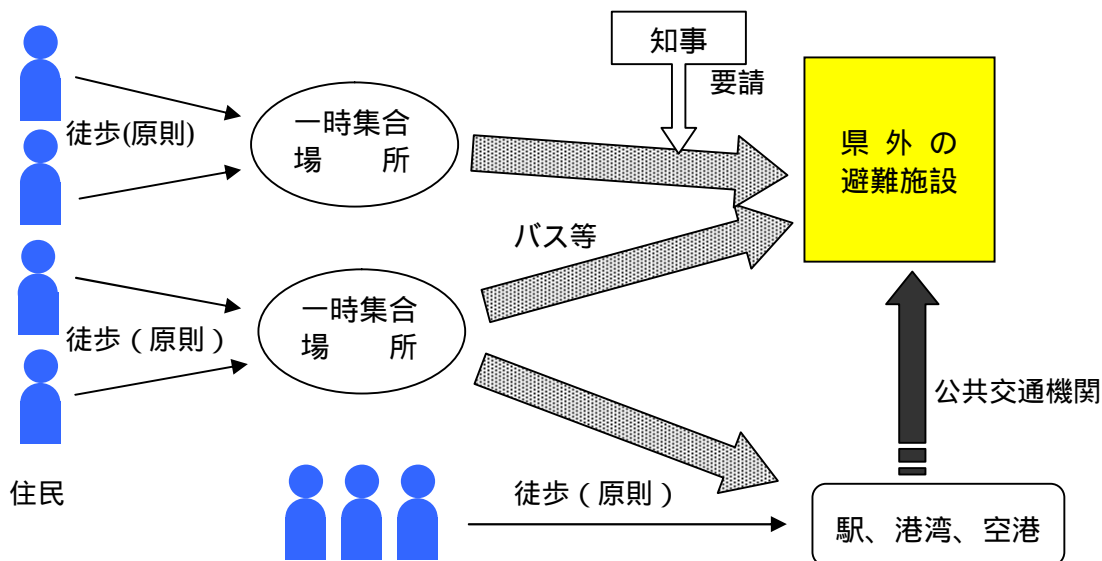
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



第6章 救 援

第1節 救援の実施

1 救援の実施（法76）

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされています。

市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること

緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携をとった上、関係機関の協力を得て行います。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行います。

収容施設の給与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

障害物の除去

なお、救援の程度及び方法については、厚生労働大臣があらかじめ定めておくものとされ、以下のとおり「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」として示されています。この基準によっては救援の適

切な実施が困難であると判断する場合には、市長は知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請するものとします。

【救援の程度及び基準】(平成16年厚生労働省告示第343号)

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考							
避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には「長期避難住宅」を設置でき、費用の限度額等は応急仮設住宅に準ずる。							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
				季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
				夏季	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
				冬季	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所...協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の捜索及び救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	1 生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）201,000円以内 小人（12歳未満）160,800円以内	武力攻撃災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
電話その他の通信設備の提供	避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住屋が半壊したもの	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	
学用品の給与	避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	1 備品物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 134,200円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

2 関係機関との連携

(1) 救援における県との連携及び要請

市長は、知事が集約し、所有している資料の提出を求めるとともに、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに救援に関する措置を実施するものとしします。

救援を実施するために支援が必要であると判断したときには、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請することとしします。また、他の市町村との連携が必要であると判断した場合には、知事に対して具体的な連携内容を示して、他の市町村との調整を行うよう要請しします。

また、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施については、県との連携に留意するものとしします。

(2) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委託を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

(3) 緊急物資の運送の求め（法 79）

市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行うものとしします。

第2節 救援の実施方法

1 収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護することとします。

避難所の開設

ア 知事から市内における避難指示又は他市町村からの避難住民の受入れ指示が通知された場合、あるいは市民が自主的に避難を開始した場合等は、速やかに指定避難所を開設し、担当職員を派遣することとします。

イ 避難所の開設に当たっては、当該施設が安全であることを確認して開設することとします。

ウ 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難住民の状況把握に努めるものとし、避難部長を経由し、避難住民名、避難住民数、及びその他必要事項を市対策本部に報告することとします。なお、報告様式については「地域防災計画（地震災害対策計画編）の様式編 様式19」のとおり。また、その内容について、直ちに市対策本部から県に報告を行います。

エ 避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとします。

避難所設置・収容状況報告書

月 日
午前・午後 時 分
川西市

報告 確認	対策部	避難・物資部	地区対策部	避難所責任者	報告者

各担当者は、確認後署名すること。

避難所番号	-	避難所名称			
避難所種別	既存建物 ・ 野外仮設（所在地 _____）				
収容人員	人 数	人 (うち 男 人 女 人)	世帯数	世帯	
収 容 者 の 状 況					
収容人員の うち要援護 者数	乳幼児	人	備考		
	高齢者	人			
	障害者	人			
	傷病者	人			
	その他	人			
	計	人			
報告・要望 事項					

- (注) 1. 「避難所番号」欄は、資料編に掲載の避難所一覧表中の番号を記載すること。
 2. 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数等を記入すること。
 3. 報告者は、この報告書作成とともに、別様式「避難所収容台帳」にも必要事項を記入すること。

避難所の運営

- ア 避難所の運営については、別に定める「川西市避難所管理運営マニュアル」に基づき迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等の協力を得て、要援護者に配慮しつつ円滑な運営に努めます。
- イ 避難部長、物資部長、地区対策総括部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食糧、飲料水等の供給を行います。
- ウ 避難所では、保健、衛生面のほか、避難住民が自主的かつ秩序ある避難生活ができるよう、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めます。
- エ 避難所に収容されている避難住民に各種情報を提供します。
- オ 市は、市と避難所間の情報伝達、ルートを確保するものとします。
- カ 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予測される場合には、県と協議して設置期間を定め、応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を検討するものとします。
- キ 学校に避難所が開設された場合、7日以内を原則として教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとします。この場合、避難住民の状況把握や避難所の管理運営業務等について十分連携を図るものとします。

【教職員が従事できる業務】

施設等開放区域の明示 避難住民誘導・避難住民名簿の作成 情報連絡活動 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給、分配 ボランティアの受入れ 炊き出しへの協力 避難所運営組織づくりへの協力 重傷者への対応
--

ク 他市町村の住民を本市避難所に受入れた場合には、必要に応じて、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して避難所運営について協力を求めるものとし、また、他市町村の避難所に市民を避難させた場合には、避難先職員に協力して避難所の円滑な運営に努めるものとし、また、

ケ 避難所全体の管理及び運営は、避難・物資部が行います。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア 避難の指示が解除された後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、原則として県が住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図ることとされています。

イ 市は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができるものとします。

入居者の認定

入居者の認定については市が行うこととされており、入居基準については、被災者の資力、その他生活条件を十分考慮するとともに、災害時要援護者に配慮したものとします。

2 食糧の供給

食糧の供給に当たっては、避難住民等の状況に応じて必要量を算出し、備蓄食糧を優先的に使用するものとします。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに、必要があると判断する場合は、県に対し供給あっせんを要請するものとします。

(1) 供給の方法

対象者

ア 食糧の供給対象者は、避難所等に収容されている避難住民、住家に被害を受けて炊事のできない者

イ 救助・救護活動等に従事する者

供給

ア 避難所に収容された避難住民にあっては避難所ごとに、また、炊事ができない住宅被災者等には避難所又はその都度指定した場所で供給することを原則とします。

イ 自ら受け取りに来ることができない要援護者等への供給は、近隣の住民、ボランティア等の協力を得て供給することとします。

ウ 避難所の責任者は、当該避難所及び住宅被災者の人数を確認するとともに要援護者に配慮することとします。

エ 医療施設、社会福祉施設等の入所者の給食については、災害時給食ネットワークの協力を得ることとします。

(2) 炊き出し

炊き出しを実施する場合は、状況に応じて避難所又は避難所に最も近い場所に設置し、実施要員は物資調達班を中心として行うこととします。状況によっては、川西地区赤十字奉仕団など民間団体、その他各種地域団体等の協力を得て実施することとします。

(3) 県への食糧供給あっせんの要請

県に対して食糧の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして要請するものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 供給あっせんを必要とする理由・ 必要な品目及び数量・ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者・ 荷役作業者の派遣の必要の有無・ その他参考となる事項 |
|---|

(4) 食糧の輸送

食糧の輸送に当たっては、市所有の車両を使用し、又は関係事業者等から借上げた車両等により避難所等へ輸送するとともに、食糧取り扱い業者から調達する場合にあ

っては、配送先、数量を明確にし、直接避難所等への配送を依頼するものとします。
この際、安全の確保については十分に配慮することとします。

3 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給します。

(1) 給水の方法

給水車及びポリタンク、給水ビニール袋等を使用し、応急的に給水し、市内各所に応急給水拠点を設けて給水するとともに、人命救助を担う病院、救護所等については、最優先で給水するよう配慮します。

(2) 給水量

武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓ、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準まで回復させるものとします。

	期 間	1人当たり水量 (ℓ/人・日)	水量の用途内訳	給水方法と応急 給水量の想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	タンク車・給水ビニール袋で 給水 1km以内
第2次給水	4日目から 10日まで	20	調理、洗面等最低 生活に必要な量	配水幹線の仮設給水から給 水 250m以内
第3次給水	11日から 20日まで	20～100	不便であるが生 活可能必要量	仮設配管の仮設給水栓から 給水 100m以内
第4次給水	21日から 28日まで	100～250	通常給水とほぼ 同量	仮配管からの各戸給水や共 用栓から給水

(3) 給水応援

水量が不足する場合は給水応援を求めることとし、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が協力して、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとします。

必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにし、他の水道事業者等の応援を要請するものとします。

- ・ 給水を必要とする人員
- ・ 給水を必要とする期間及び給水量
- ・ 給水する場所
- ・ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・ その他必要な事項

4 生活必需品の供給又は貸与

物資の供給に当たっては、避難住民等の状況に応じて必要量を算出し、備蓄物資を優先的に使用するものとします。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに、必要があると判断する場合は、県に対し供給あっせんを要請するものとします。

(1) 供給の方法

対象者

物資の供給対象者は、被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者及び避難住民等

供給

避難所に収容された避難住民及び住宅被災者への物資の配分は、被害の実情に応じて対応するとともに、要援護者に配慮することとします。

(2) 県への緊急物資供給あっせんの要請

県に対して緊急物資の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして要請するものとします。

- ・ 供給あっせんを必要とする理由
- ・ 必要な品目及び数量
- ・ 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・ 連絡先及び連絡担当者
- ・ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・ その他参考となる事項

(3) 物資の輸送

物資の輸送に当たっては、市所有の車両を使用し、又は関係事業者等から借上げた車両等により避難所等へ輸送するとともに、物資取り扱い業者から調達する場合にあっては、配送先、数量を明確にし、直接避難所等への配送を依頼するものとします。

この際、安全の確保については十分に配慮することとします。

5 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は分娩の途を失った避難住民に対し、応急的な医療又は助産を提供するものとします。

なお、NBC攻撃による特殊な医療・助産活動の実施については、県との連携に留意するものとします。

(1) 救護班の編成及び出動

救護班の編成

構成	班数	任務	医療対策	処理能力 / 日	構成人員
川西市医師会	川西市医師会において別途計画				
市立川西病院	1 班	医療 助産	武力攻撃災害により、医療・助産の途を失った者	100 人	医師 1 人 薬剤師 1 人 看護師又は助産師 3 人 事務員 1 人

救護班の出動

救護班は、市対策本部の指示によって出動します。ただし、災害現地からの要請があった場合又は急を要すると認められる情報を入手したときは、市対策本部の指示を待たずに出動することができるものとします。この場合は、速やかに市対策本部に報告することとします。

救護班の業務

救護班が行う業務内容は、原則として次のとおりとします。

ア 傷病者への対応

- ・トリアージ（被災傷病者の治療優先順位に基づく分類）
- ・死亡の確認

- ・ 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ・ 傷病者に対する応急措置

イ 妊産婦への対応

- ・ 助産救護

(2) 医療助産活動の基準

医療は、次の事項の範囲内で行うものとします。

- ・ 診療
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、その他診療
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

助産は、次の事項の範囲内で行うものとします。

- ・ 分娩の介助
- ・ 分娩前及び分娩後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 応援要請

災害の規模により、市の対応のみでは医療助産の万全が期せられないと判断される時は、広域応援協力計画により応援を要請します。

救護班の派遣を必要とする場合は、県へ派遣要請を行います。

傷病者の搬送は消防部が実施するものとします。なお、道路の寸断や交通渋滞のため、救急車での搬送が困難な場合は、県に対しヘリコプターによる搬送を要請します。

救護所等で使用する薬剤、治療材料等が不足する場合は、県、県薬剤師会、病院薬剤師会へ供給、あっせんを要請します。

【疾患別の主な医薬品】

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

(4) 医療助産用資機材の確保

救護所等で使用する薬剤、治療材料等は市立川西病院が常備する資機材を使用し、不足する場合は調達するものとします。

薬剤、治療材料等の調達は、県伊丹健康福祉事務所等と連携し、また、市医師会の協力を得るものとします。

6 被災者の検索及び救急救助活動

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を検索し、救急救助活動を実施します。

(1) 救助活動

救助活動に当たっては、以下の事項を原則とします。

- ア 救助隊は各消防署において編成し、活動に当たります。
- イ 同時に多数の救助事案が発生している場合は、初動体制を確立するとともに、消防団と連携して実施します。また、必要があると認められる場合には、地域住民の協力を得ることとします。
- ウ 救助活動は救命処置を必要とする者を優先します。
- エ 現場においては、的確な状況判断を行い、二次災害の防止を図ります。
- オ 同時多発の救助事案が発生し、応援が必要と判断される場合は、時機を失することなく広域応援協力計画に基づき、関係機関に対し応援を求めることとします。
- カ 救助活動は、県警察等関係機関との連携をもとに行うこととします。

救助用資機材の調達及び人員の要請については、市が保有する救助用資機材では救助活動が困難、又は実施できないと判断した場合は、関係機関へ救助用資機材の提供、人員の応援派遣を要請します。

県に対する要請に際しては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 応援を必要とする理由・ 応援を必要とする人員、資機材等・ 応援を必要とする場所・ 応援を必要とする期間・ その他必要な事項 |
|---|

市及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとします。

(2) 救急医療活動

救急活動に当たっては、以下の事項を原則とします。

ア 災害の状況、死傷者等の数、通行可能な道路状況、医療機関の受入れ状況等初期医療活動に必要な情報の収集を行います。

イ 救急隊及び救急班が災害現場でトリアージを行うとともに、応急処置を実施し、重症者から医療機関又は救護所へ搬送します。

なお、医療機関や救護所において重症と判断された場合については、高度医療が可能な医療機関へ搬送するものとします。

ウ 死亡が確認された場合にあっては、速やかに市対策本部及び県警察に連絡するとともに、所要の措置を行うこととします。

エ N B C 攻撃による特殊な救急医療活動の実施については、県との連携に留意するものとします。

救急医療体制等

ア 救急部隊の編成

災害時の救急活動は、平常時の救急隊に加えて、他の部隊を救急隊として臨時編成するなど効果的な活動を実施します。

イ 救護所の設置

初期救急医療は、最寄りの医療機関において行うことを原則としますが、医療機関が被災したためにその機能の低下や停止、又は多数の傷病者が発生し、医療機関だけでは対応が困難な場合に、次に掲げる公民館に救護所を設置します。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は、他の公共施設等に設けるものとします。

施設名	所在地	電話番号	収容人数
東谷公民館	川西市見野 2 - 2 1 - 1 1	072-794-0004	60 人
北陵公民館	川西市丸山台 1 - 5 - 2	072-794-9090	150 人
多田公民館	川西市多田院 1 - 5 - 1	072-793-0011	50 人
緑台公民館	川西市向陽台 1 - 6 - 3 8	072-792-4951	150 人
清和台公民館	川西市清和台西 3 - 1 - 7	072-798-1280	70 人
けやき坂公民館	川西市けやき坂 2 - 6 3 - 1	072-798-0770	150 人
明峰公民館	川西市萩原台西 3 - 2 8 2 - 1 1	072-759-6901	180 人

中央公民館	川西市丸の内町 5 - 1	072-758-0103	160 人
川西南公民館	川西市久代 3 - 1 6 - 2 9	072-757-8623	80 人

ウ 応急救護所の設置

災害現地と医療機関との位置関係、傷病者の数と搬送能力との関係などから、医療機関への搬送に時間を要する場合など、状況に応じて災害現地に応急救護所を設置することができるものとします。

エ 医師等の派遣

救護所又は応急救護所を設置するときは、関係機関に対して、医師等の派遣、医療用資機材の提供を要請することとします。

応援協定等による要請

災害の規模や患者の発生状況により、応援が必要と判断した場合は、時機を失することなく、広域応援協力計画及び広域消防相互応援協定等に基づき、救護班及び救急隊等の応援を要請するものとします。

7 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信施設を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐこととします。

8 住宅の応急修理

武力攻撃災害により自宅が半焼又は半壊し、自らの資力によっては応急修理ができない者の住宅に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定を図ります。

(1) 応急修理の程度、方法

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後に、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとします。

(2) 県に対する建築資機材のあっせん依頼等

建築業者の不足及び建築資機材の調達が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼します。

- ・被害戸数（半壊、半焼）
- ・修理を必要とする戸数
- ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ・派遣を必要とする建築業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難、又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与します。

給与に当たっては、被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し、各校に配分することとします。

10 遺体の捜索及び処理

(1) 遺体の捜索

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定している者を捜索します。

市長は、遺体の捜索に当たっては、時機を失することなく人員及び捜索資機材を確保し、捜索に当たるものとします。

捜索に当たっては、県警察と連携をとり、状況によっては消防団、自衛隊等の協力を得て実施するものとします。遺体を発見した場合は、直ちに県警察及び市対策本部に連絡することとします。

(2) 遺体の取り扱い

遺体の処理は見分を行う県警察と密接な連絡のもとに実施し、必要に応じて関係業者に協力を要請するものとします。

遺体の引渡し

市長は県警察から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、直ちに担当職員を派遣するとともに必要に応じて関係事業者に協力を要請し、遺体の引渡しを受けます。

洗浄、消毒、修復

引渡しを受けた遺体を、直ちに遺体収容（安置）所において必要に応じて洗浄、消毒、修復等の処理を行います。

遺体収容（安置）所

遺体収容（安置）所（以下「遺体収容所等」という。）については、市対策本部がその都度公共施設等を指定するほか、市内の寺院等に協力を要請します。遺体収容所等の管理については福祉部が行うものとします。

遺体の一時保存

市長は遺体の身元等を確認するため、遺体収容所等において、遺体の一時保存を行います。保存に当たっては必要に応じて関係事業者に協力を求め、遺体の損傷防止等の処理を行うものとします。

遺体の身元確認

遺体の身元確認を行い、納棺します。なお、事後処理の円滑化のため、遺体処理票、遺留品処理票等を作成します。また、ドライアイス及び棺等に不足が生じ、必要があると認めた場合には、県に対してあっせんの要請を行うものとします。

遺体の引き取り

身元が判明し、引取人があるときは、速やかに引き渡すものとします。

11 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施します。

(1) 遺体の埋火葬の方法

埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとします。

市長は、遺体を火葬する場合、環境部に連絡し、指定された斎場へ搬送します。

環境部は引継ぎを受けた遺体を「遺体埋火葬許可書」に基づき火葬に付します。

環境部は火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容されていた同じ遺体収容所等に一時保管します。ただし、遺体収容所等の状況により一時保管が困難な場合は、その都度指定する場所に保管します。

遺体（遺骨）の搬送に当たっては、必要に応じて関係事業者及び関係機関の協力を得て搬送します。

市内における埋火葬の場所は、川西市斎場（火葬炉 6基）とします。

(2) 県に対する他都市斎場への広域火葬の要請

市長は、斎場が被災し使用できない場合及び斎場の火葬能力を超える死者が発生した場合、県に対し、他都市での火葬の受入れについて、必要な調整を行うよう要請します。

県の調整結果に基づき、具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとします。遺体の搬送に当たっては、必要に応じ関係機関等に要請するものとします。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、環境部より引渡しを受け、福祉部が保管するものとします。

福祉部は、県警察の協力を得て、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとします。

12 障害物の除去

武力攻撃災害により、土砂、立ち木、がれき等の障害物が住家又はその周辺に運ばれた場合、自らの資力をもってそれを除去することができない者に対して、必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物を除去します。

(1) 障害物の除去

避難の指示が解除された後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、玄関、便所等生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物を除去します。

除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、関係機関、民間団体等の応援、協力を得て行うこととします。

除去作業は緊急的な応急措置など必要最小限度に止め、事後の復旧活動に支障としない範囲とします。

市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 除去を必要とする住家戸数・ 除去に必要な人員・ 除去に必要な期間・ 除去に必要な機械器具の品目別数量・ 除去した障害物の集積場所の有無・ その他参考となる事項 |
|--|

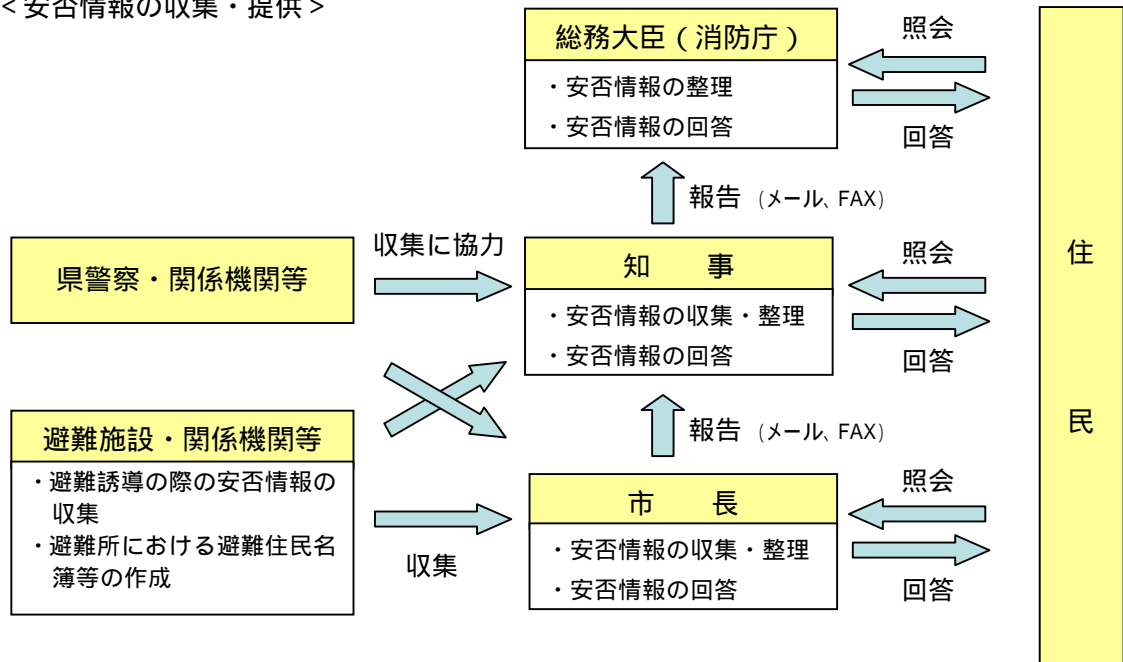
(2) 障害物の集積場所

障害物は、発生場所付近の市有地及び公園等の空き地に一時集積し、廃棄物処理対策に準じた方法で処分するものとします。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定めます。

< 安否情報の収集・提供 >



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集 (法 94)

市は、避難所における安否情報の収集のほか、市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。収集に当たっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行います。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行います。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素の行政事務の遂行のために保有する情報等を活用して行います。

(2) 安否情報収集の協力要請（法 94-3）

市は、安否情報を保有する指定（地方）公共機関並びに運送機関、医療機関その他の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請します。なお、この場合においては、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるもの、また各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

【様式第 1 号】（安否情報省令 1）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	
負傷又は疾病の状況	負傷 非該当
現在の住所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの情報があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合はで囲んでください。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

(注 3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

【様式第2号】（安否情報省令1）

安否情報収集様式（死亡住民）			
記入日時（ 年 月 日 時 分）			
氏名			
フリガナ			
出生の年月日	年	月	日
男女の別	男	女	
住所（郵便番号を含む）			
国籍	日本	その他（ ）	
その他個人を識別するための情報			
死亡の日時、場所及び状況			
遺体が安置されている場所			
連絡先その他必要事項			
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対する回答とすることへの同意	同意する 同意しない		
備考			

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(3) 安否情報の整理

市は、収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をします。

2 県知事に対する安否情報の報告（法 94-1）

市長は、収集・整理した安否情報を、県知事に対し報告します。報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで送付します。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

【様式第 3 号】（安否情報省令 2）

安 否 情 報 報 告 書													
												報告日時： 年 月 日 時 分	
												市町村名： 担当者名：	
避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	住所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
 この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「住所」欄に「死体の所在」を記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスを、市対策本部を設置すると同時に住民に周知します。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて安否情報省令第 3 条に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出す

ることにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付けるものとします。

照会の受付に当たっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認します。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示もしくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行います。

【様式第4号】(安否情報省令3)

安 否 情 報 照 会 書		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申 請 者 住 所 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照 会 を す る 理 由		
備 考		
照 会 に 係 る 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。) その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 印の欄には記入しないこと。		

(2) 安否情報の回答（法 95-1）

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者に関する次の安否情報項目を回答します。

避難住民に該当するか否かの別

武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答します。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手方の氏名や連絡先等を把握します。

【様式第5号】（安否情報省令4）

安 否 情 報 回 答 書			
殿		年 月 日	
		総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(3) 日本赤十字社に対する協力（法 96-2）

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮します。

(4) 個人情報の保護への配慮（法 95-2）

市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分配慮すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（市対策本部対策部長）が判断します。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法 97-2）

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国や県等の関係機関と協力して、対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請（法 97-6）

武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射線物質・危険物質等による武力攻撃災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、市長は知事に対し、消防、県警察、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報（法 98-1・2）

武力攻撃に伴って発生する火災、ダムや堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防吏員、警察官へ通報しなければならないとされており、通報を受けた消防吏員、警察官は、速やかにその旨を市長に通報することとされています。

(2) 知事への通知（法 98-3）

市長は、(1)の通報を受けた場合において、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

3 緊急通報の通知（法 100-2）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときに知事が発令する緊急通報を受けたとき、市長は、直ちにその内容を住民及び関係のある団体、他の執行機関その他の関係機関に通知します。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であるため、それぞれの措置の実施に必要な事項について定めます。

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法 111）

(1) 市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(2) 知事による指示

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって(1)の指示を行うことができるものとされています。この場合において、知事は、直ちにその旨を市長に通知するとともに、その他関係機関に通知するものとされています。

(3) 警察署長による指示

警察署長は、市長又は知事から要請があったときは(1)の指示を行うことができ、指示を行った場合は、警察署長は、直ちにその旨を市長に通知するものとされています。

2 退避の指示

(1) 退避の指示（法 112）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示を行います。

この場合において、退避の指示に際し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危機を一時的に避けるため、特に必要が

ある場合に地域の実情に応じて市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものです。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性を勘案して付近の住民に退避の指示を行います。

【退避の指示の一例】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、「 地区の××公民館へ一時退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示します。

【屋内への退避の指示が行われる例】

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達します。

また、退避の指示について知事に通知するとともに、放送事業者にその内容を放送してもらうよう要請します。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行います。

市長は、知事、警察官、自衛官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有化を図り、退避の

実施に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市長もしくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うことができるものとされています。

また、指示を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとされています。

(4) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と地区対策部（現地調整所）等において連絡を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法の確認を行います。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

3 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定（法 114-1）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、地区対策部（現地調整所）等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

(2) 知事による警戒区域の設定（法 114-2）

知事は、緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって警戒区域の設定を行うことができるものとされており、その際、直ちに市長にその旨を通知するものとされています。

(3) 警察官による警戒区域の設定（法 114-3）

警察官は、市長もしくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができるものとされており、その際、直ちに市長にその旨を通知するものとされています。

(4) 警戒区域の設定に伴う措置等

警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、地区対策部（現地調整所）における県警察、自衛隊等の助言を踏まえて、その範囲等を決定します。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更を行います。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用して、住民に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう地区対策部（現地調整所）等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保します。

市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行います。

(5) 安全の確保

警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

4 土地、建物の一時使用等（法 113）

市長は、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害への対処に関して、次に掲げる措置を講ずることができます。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用。

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、武力攻撃災害から住民を保護するため、その施設及び人員を活用して、消防職団員の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力だけでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等により緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事を通じ又

は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救急救助活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、これらの消防部隊の応援が円滑に行われるよう受け入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長からの応援要請があった場合及び緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救急救助活動等を行う隊員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。

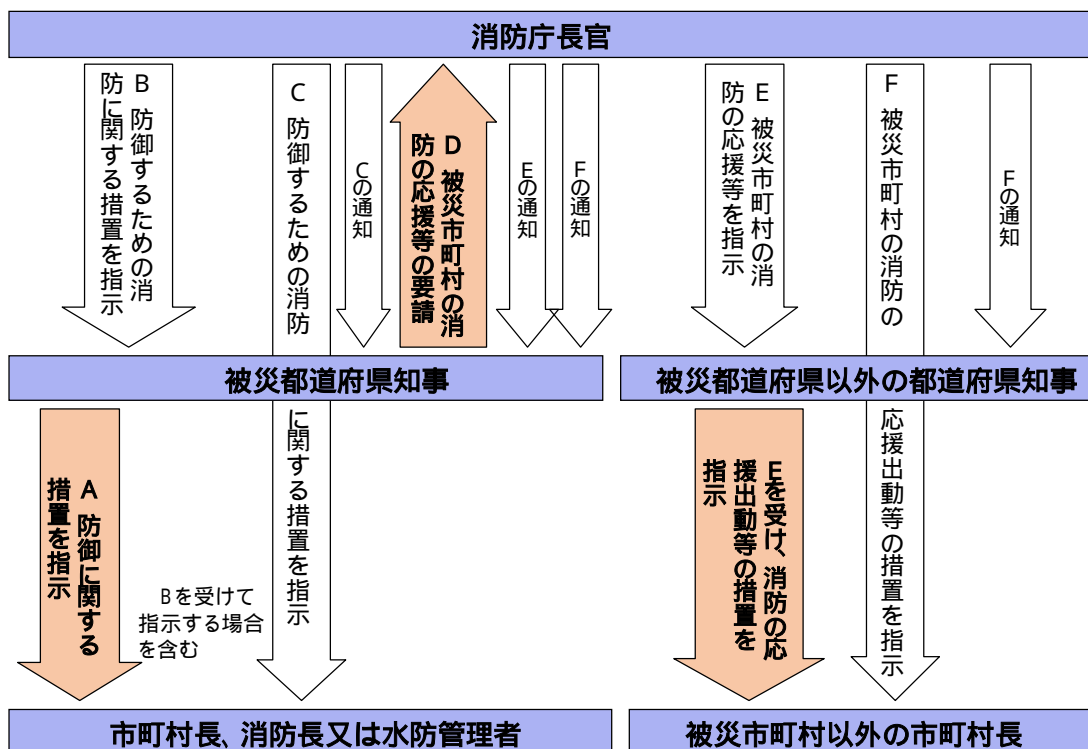
その際、市長は、必要により地区対策部（現地調整所）を設置し、消防機関、県警察、自衛隊等との情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部との連絡を確保するなど安全の確保のための必要な措置を行います。

市域が被災していない場合、市長は、被災市町村長からの要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する隊員に対し情報の提供及び支援を行います。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。

市長及び消防長は、特に現場で活動する消防団員及び消防職員に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとします。

消防等に関する指示の枠組み



第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保（法102）

(1) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいいます。

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

(2) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(3) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の要請があったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。

また、自ら必要があると認めるときも同様とします。

(4) 市が管理する施設の安全の確保

生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。

この場合において、市長は必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

【危険物質等】

武力攻撃事態等において、引火もしくは爆発又は空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、政令で定めるものをいいます。

(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

対象物質

ア 市域内に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

措置内容

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
（消防法第 12 条の 3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその破棄
（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、市長は、措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害の対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じます。

1 武力攻撃原子力災害への対処（法105）

(1) 地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講じます。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は指定行政機関の長もしくは知事から通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡します。

市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を以下に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報します。

ア 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣

イ 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、文部科学大臣及び国土交通大臣

市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知します。

市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行います。

(3) 住民の避難誘導

市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行います。

市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知します。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。

市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講じます。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請します。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示します。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮します。

2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じます。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行います。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により地区対策部（現地調整所）を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

(4) 汚染原因に応じた対応（法 107）

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

【主な汚染原因】（法 107-1）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等もしくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第 28 条で定める危険物質等

核攻撃の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理をいくつか、活動を実施させます。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。

特に生物剤を用いた攻撃の場合、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。

このため、こうした特殊性に留意しつつ、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

(5) 市長の権限（法 108-2）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。

【市長が講ずる措置】（法 108-1）

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じます。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じます。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に通知します。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行います。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令 31-1）

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を地区対策部（現地調整所）や県からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

第 9 章 被災情報の収集・報告及び情報提供

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告および情報提供に当たり必要な事項について定めます。

1 被災情報の収集（法 126）

- (1) 市は、あらゆる通信手段等を活用して、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- (2) 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にし、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。

2 被災情報の報告（法 127）

- (1) 市は、自ら収集した被災情報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、F A X 等によりその第一報を県及び消防庁に報告します。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告します。
- (2) 市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告します。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告します。

【火災・災害等即報要領様式】

第3号様式(救急・救助事故等)		第 報	
消防庁受信者氏名 _____		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

3 被災情報の公表

(1) 市民への広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとします。

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報

責任者を置き、一元的に広報を行います。

広報手段

広報誌、広報番組、ホームページ等の様々な広報手段を活用するとともに、問合せ窓口を開設するなど市民に迅速に提供できる体制を整備します。

留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応するよう努めます。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努めます。

(2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、又は各種行政相談等にきめ細かに対応するため、総合相談窓口を設置します。

4 被災状況等の調査

市対策本部における各部署は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に必要な具体的な被害状況等の調査を行います。

なお、被災状況等の調査については「地域防災計画（地震災害対策計画編）の様式編 様式 - 3 ~ 18」によるものとします。

各部署における調査等の範囲は下表のとおりとし、被災調査等に当たっては「地域防災計画（地震災害対策計画編）の資料編 資料 - 11（災害の被害認定基準）、資料 - 13（災害の被害調査基準）」によるものとします。

担当部署等	調査事項等
対策部	・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害 ・関係機関被害等の状況（通信・電気・ガス・鉄道等） ・市有財産の被害（庁舎及び分庁舎）
福祉部	・福祉施設の被害 ・医療関係被害等の状況（医療施設等）
避難部・物資部	・市内商工業関係の被害（事業用商品、施設、設備等）
環境部	・環境衛生施設の被害
土木・住宅技術部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害 ・公共建築物等の被害
上下水道部	・上下水道施設の被害
消防部	・消防関係の被害（火災・救急・救助）
教育部	・文教関係の被害（学校・社会教育施設等）
各部共通	・各部所管の施設等の被害

様式 - 3 被害状況調

被害状況調

平成 年 月 日 時 分現在
川西市

り 災 者 総 数		人	備 考	
人 的 被 害	死者	人		
	行方不明	人		
	負傷	重 傷	人	
		軽 傷	人	
	合計	人		
住 家 の 被 害	全 壊 (焼)	戸 数	戸 世帯	
		人 員	人	
	半 壊 (焼)	戸 数	戸 世帯	
		人 員	人	
	一部破損	戸 数	戸 世帯	
		人 員	人	
	流失	戸 数	戸 世帯	
		人 員	人	
	浸水	床上	戸	世帯
			人	
		床下	戸	世帯
			人	
合計	戸 数	戸 世帯		
	人 員	人		
非の 住被 家害	公共建物	棟		
	その他	棟		
田 畑 の 被 害	田	流失埋没	m ²	
		冠 水	m ²	
	畑	流失埋没	m ²	
		冠 水	m ²	
土 木 関 係 の 被 害	道路決壊	力所		
	橋りょう流失	力所		
	堤防決壊	力所		
	鉄道不通	力所		

様式 - 4 被害構成員別被害状況

被害構成員別被害状況

平成 年 月 日 時 分現在(発生・中間・決定・報告)

報告者													
世帯被害構成員別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人以上世帯	計	小学生数	中学生数
全壊(焼)													
半壊(焼)													
一部破損													
流 失													
床上浸水													
床下浸水													
(備 考)													

様式 - 5 被害状況調査票

立会人住所 _____													
被害者状況調査票													
氏名 _____ 印													
調査担当者 _____													
調査年月日 年 月 日													
(被災者住所) (被災者の氏名又は名称) (TEL)		世帯 人数	従業 員数	業 種	人的被害			備考欄		市民税減免処理欄			
					死亡 () 人	行方 不明 () 人		申告書発送					
					重傷 () 人	軽傷 () 人		申告書受付					
					人	人		減免決定					
物件の住所 (物件の所在地番)	棟 数	家屋の被害					土地の被害			資産 税減 免処 理欄 名 寄 マ スタ	付近見取り図 (同一敷地内に複数家屋の 存在する場合は、配置図、 調査済証の番号等を記入し てください)		
所有者氏名又は名称		区分 調査 済証 番号	全 壊 全 焼	半 壊 半 焼	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	償 却 資 産	流 失			埋 没	陥 没
()	住家 () 併用 () 非住家												
()	住家 () 併用 () 非住家												
()	住家 () 併用 () 非住家												

様式 - 6 農林水産業関係被害調

農林水産業関係被害調

(1) 一般被害

種別	栽培面積	被害面積 又は箇所数	減収見込量	被害金額
(1) 農業被害				
(2) 林業被害				
(3) 水産業被害				

(2) 農林水産業施設被害

種別	被害面積 箇所数等	減収見込額	被害金額
(1) 農地農業用施設			
(2) 林業用施設			
(3) 水産業用施設			
(4) その他			

様式 - 7 公共土木施設被害

公共土木施設被害

区分 被害場所別	河川		道路		橋梁		その他	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円

様式 - 8 都市計画施設被害

都市計画施設被害

区分 被害場所別	街路		公園		下水道		都市排水施設	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円

様式 - 9 市営住宅被害

市営住宅被害

団地名	被害状況 被害戸数	被害金額	備考
		千円	

様式 - 10 商工業被害

商工業被害

地区	商工業者数	被害内容							被害金額	
		区分	件数	全壊	半壊	流出	浸水			その他
							床上	床下		
		商								千円
		工								
		計								

様式 - 11 水道施設被害

水道施設被害

施設名	被害状況	被害金額
		千円

様式 - 12 廃棄物処理施設被害

廃棄物処理施設被害

施設名	被害状況	被害金額
		千円

様式 - 1 3 医療施設被害

医療施設被害

病院等施設名	被害状況	被害金額
		千冊

様式 - 1 4 社会福祉施設被害

社会福祉施設被害

施設名	被害状況	被害金額
		千冊

様式 - 1 5 学校関係施設被害

学校関係施設被害

学校・園名	被害状況				被害金額 合計	備考
	建物	土地	工作物	設備		
	千冊	千冊	千冊	千冊	千冊	

様式 - 1 6 文化財・社会教育施設被害

文化財・社会教育施設被害

施設名	被害状況	被害金額
		千冊

様式 - 17 その他の施設

その他の施設

施設名	被害状況	被害金額
		冊

様式 - 18 公共施設等の被害状況

公共施設等の被害状況

(1) 道路の不通状況

路線名	被災箇所	被災状況	迂回路	開通月日 (予定)	備考

(2) 交通機関の不通状況

路線名	被災箇所	被災状況	開通時間 (予定)	備考

(3) 電力施設の停電状況

停電の状況	復旧日(予定)	備考

(4) 通信施設の被害状況

電話不通状況	復旧日(予定)	備考

(5) ガス施設の被害状況

ガス供給停止状況	復旧日（予定）	備 考

(6) 水道施設の被害状況

給水停止状況	復旧日（予定）	備 考

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、それらの措置に必要な事項について定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

(1) 健康対策

市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行います。

市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施します。

市は、巡回健康相談の実施に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努めます。

(2) 感染症対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び県伊丹健康福祉事務所等関係機関と連携し、次の事項について迅速に対応します。

感染症対策活動の実施

ア 感染症対策班の編成

災害の種類、規模等に応じ感染症対策班を編成します。

イ 広報活動の実施

感染症予防のための啓発ポスターの掲示、ビラの配布、広報車等による広報活動を行います。

ウ 清潔

塵芥、汚泥などについての処理は、関係機関及び関係各部の連携の下に埋立、もしくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期します。

エ 消毒

被災地域においては家屋、便所、下水の溢水地域、その他不潔な場所の消毒を実施します。また、井戸水、受水槽設置施設への衛生管理について啓発します。

オ 避難所の感染症対策

避難所開設時は、速やかに便所、その他必要な場所について消毒を行い、以降適宜消毒を実施します。また、関係機関の協力を得て衛生管理を徹底します。

カ ネズミ族、衛生害虫等の駆除

災害時における駆除の対象地域は災害の性質や程度、感染症の患者の発生のおそれ等の状況を勘案し、その地点を重点に駆除します。

キ 患者等に対する措置

被災地において感染症の患者が発生したときは、県及び県伊丹健康福祉事務所に連絡し必要な措置を行います。

ク 感染症対策活動の報告

環境部は関係機関の協力を得て状況を把握し、速やかに県伊丹健康福祉事務所を經由して県へ報告します。

被害の状況

感染症対策活動状況

災害感染症対策所要見込額

感染症対策薬剤及び資機材の備蓄・調達

ア 感染症対策薬剤及び資機材の備蓄

感染症対策活動に必要な薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、適宜点検し、保管、管理を行います。

イ 感染症対策薬剤及び資機材の調達

被害の規模、状況等により薬剤及び資機材の確保が困難な場合、県へ供給について要請します。

ウ 感染症対策活動完了後の措置

感染症対策活動を終了したときは、速やかに感染症対策活動完了報告書を作成し、県伊丹健康福祉事務所を經由し、県へ報告します。

エ 記録の整備

災害感染症対策に関し整備すべき書類等の主なものは次のとおりとします。

災害状況報告書

感染症対策活動状況報告書

清潔方法及び消毒方法に関する書類

避難所での感染症対策活動に関する書類
ネズミ族、衛生害虫等の駆除に関する書類
患者台帳
感染症対策作業日誌
感染症対策経費所要額等関係書類

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を行います。

市は直ちに、地域防災計画の定めるところにより、応急給水を実施します。

市は、水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施します。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行います。

市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道局と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行います。

(5) 栄養指導対策

市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施します。

市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援します。

市は、巡回栄養相談の実施に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状況の把握に努めます。

(6) こころのケア対策

市は、県がこころのケアセンター及び県伊丹健康福祉事務所等で行う、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するためのケア対策の周知を図るなど連携を図ります。

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施します。

ア 教職員によるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ カウンセラーの派遣

エ 教育相談センター、県伊丹健康福祉事務所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

医療機関においても、こころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとします。

救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとします。

また、救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとします。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされています。

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。この場合において、県に対し情報提供を行います。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討します。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行います。

市は、次の点に留意して、がれき処理を実施します。

- ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡します。
- イ がれきの処理に長時間を要するところがあることから、十分な仮置場を確保します。
- ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去します。
- エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握します。
- オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請します。

3 文化財の保護（法 125）

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに準じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定有形文化財、市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知します。

第 11 章 市民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、市民生活の安定に関する措置について定めます。

1 生活関連物資等の価格安定（法 129）

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は経済上重要な物資もしくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力します。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施します。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物質を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講じます。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項及び第 5 項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項）

国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講じます。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者公表（国民生活安定緊急措置法第 6 条第 2 項及び第 3 項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務もしくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

(2) 公的徴収金の減免等（法 162-2）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給（法 134-2）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、並びに水を適切に供給するために必要な措置を講じます。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理します。

第 12 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定めます。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

(1) 特殊標章等（法 158）

特殊標章

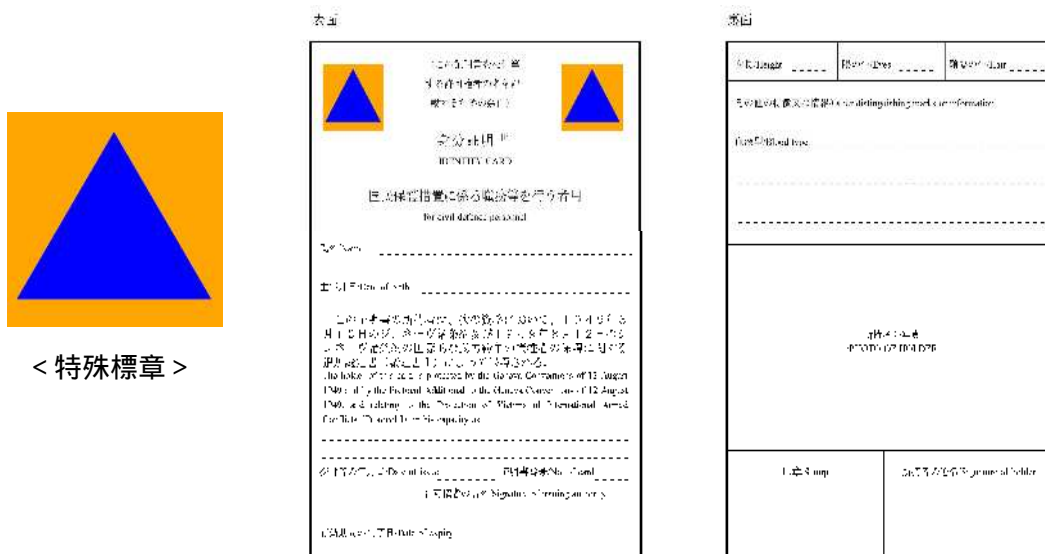
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等



< 身分証明書のひな型 >

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。